

適合証明検査及び維持点検料金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人機密情報抹消事業者協会(以下「本協会」という。)の機密文書処理サービス適合事業所認定制度に関する規程第7条第2項により交付する認定証並びに第15条による適合証明検査及び維持点検に伴う料金について定めるものである。

(適合証明検査)

第2条 適合証明検査の受検料金は、つぎの基準に基づいて算出するものとする。

(1) 事業区分

- ①収集運搬 ②移動式裁断 ③定置式破碎 ④直接溶解
- A 即日搬入
B 積置き車両保管
C 積替え保管

注: 収集運搬は3つの区分(A.B.C)があるが、区分の数に関わらず1区分とみなす。但しB・Cの保管施設が申請事業所の近隣に立地しており、1か所であることを基本とする。B・Cの保管施設が遠方の場合又は複数ある場合等は2事業所目とみなす。

(2) 検査料金 (1事業所目)

事業区分	1区分	2区分	3区分	4区分
料金(円)	260,000	290,000	320,000	350,000

(3) 検査料金 (2事業所目以降)

事業区分	1区分	2区分	3区分	4区分
料金(円)	130,000	160,000	190,000	220,000

2 事業区分並びに事業所の受検料金及び旅費交通費は、検査機関との個別見積書に基づき決定する。

(認定証)

第3条 適合証明検査の認定証の交付は無料とする。

2 認定事業所の申請により認定証及び付属書を再交付するときの料金は、10,000円とする。

(維持点検)

第4条 維持点検料金は、1事業所1回につき50,000円とする。

2 事業所数が2事業所以上の場合は、2事業所目から25,000円とする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改定又は廃止は、理事会の決議により行う。

附則

(施行期日)

1 この規程は、2019年7月1日から施行する。